#### 災害に係る住家の被害認定の概要

#### 1. 災害に係る住家の被害認定基準

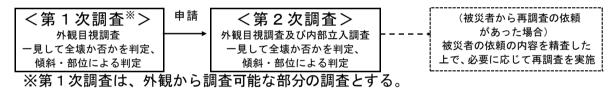
住家の被害認定は「災害の被害認定基準」等に基づき、市町村が下表の①又は②のいずれかによって行う。

	全壊	半壊	
		大規模半壊	その他
①損壊基準判定 住家の損壊、焼失、流失した部分の床面 積の延床面積に占める損壊割合	70%以上	50%以上 70%未満	20%以上 50%未満
②損害基準判定 住家の主要な構成要素の経済的被害の住 家全体に占める損害割合	50%以上	40%以上 50%未満	20%以上 40%未満

## 2. 災害ごとの被害認定方法(②損害基準判定(経済的被害)の場合)

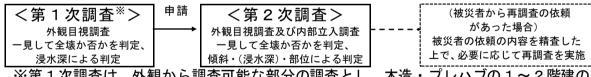
具体的な調査方法及び判定方法を示した<u>「災害に係る住家の被害認定</u> 基準運用指針」により判定する。

(1) 地震による住家被害に係る調査の流れ



AND A MARKET OF A LANGE OF THE PARTY OF THE

(2) 水害による住家被害に係る調査の流れ

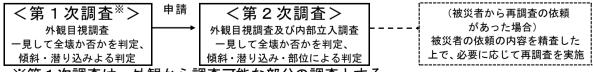


※第1次調査は、外観から調査可能な部分の調査とし、木造・プレハブの1~2階建の 戸建ての場合に実施する。

(3) 風害による住家被害に係る調査の流れ



(4) 液状化等の地盤被害による住家被害に係る調査の流れ



※第1次調査は、外観から調査可能な部分の調査とする。

## (5) 住家全体の損害割合の算定方法

部位毎に損害割合を算出し、住家全体の損害割合を求める。

Σ ( 当該部位の 損害の程度 (※) × 当該部位の家屋全体 に占める構成割合 ) = 損害割合

運用指針により床、屋根等の部位毎に定められた構成割合

※ 当該部位の 損害の程度 = Σ ( 当該部位の一部 の損害の程度 (10%~100%) × 当該部位の一部 の当該部位全体 に占める割合 市町村による調査

#### (6) 各部位毎の構成割合(木造・プレハブの場合)

地震による被害(第1次	地震による被害(第1次調査) 地震・水害による被害(第2次調 風害による被害		次調査)、
屋根	15%	屋根	15%
		柱(又は耐力壁)	15%
		床(階段を含む。)	10%
壁(外壁)	75%	外壁	10%
		内壁	10%
		天井	5%
基礎	10%	建具	15%
		基礎	10%
		設備	10%

# (7) 損傷の例示(地震による木造・プレハブの屋根の被害(例))

損傷の例示	損傷程度
・棟瓦(がんぶり瓦、のし瓦)の一部がずれ、破損が生じている。	10%
・棟瓦のずれ、破損、落下が著しいが、その他の瓦の破損は少ない。 ・一部のスレート(金属製を除く)にひび割れが生じている。	25%
・棟瓦が全面的にずれ、破損あるいは落下している。	50%
・棟瓦以外の瓦もずれが著しい。	,-
<ul><li>・屋根に若干の不陸が見られる。</li><li>・小屋組の一部に破損が見られる。</li><li>・瓦がほぼ全面的にずれ、破損又は落下している。</li><li>・スレート(金属製を除く)のひび割れ、ずれが著しい。</li><li>・金属板葺材のジョイント部に、はがれ等の損傷が見られる。</li><li>・屋上仕上面に破断や不陸が生じている。</li></ul>	75%
・屋根に著しい不陸が見られる。 ・小屋組の損傷が著しく、葺材の大部分が損傷を受けている。 ・屋上仕上面全面にわたって大きな不陸、亀裂、剥落が見られる。	100%